

- * 後期高齢者医療制度をただちに廃止し、老人保健制度に戻せ
- * 「消えた・消された年金記録」は、1人の被害者も出さず最後の一人まで解決せよ
- * 受給資格期間25年を、当面10年に短縮せよ
- * 全額国庫負担による最低保障年金制度をつくれ

質問にお答えします。

Q、年金額がさかのぼって訂正された場合、この金額に遅延特別加算金が付くそうですが。

A、消えた年金記録がみつきり、年金額がさかのぼって訂正された場合、「遅延特別加算金」が支払われることになりました。さかのぼり分については、「利息はつかないのか」という声がかかなり以前からありました。今回は、利息という考え方ではなく、物価上昇分の平均値を掛けてということですから、利息の複利計算での場合より低額となりますが、国民の声が一部反映したということでしょうか。

「遅延特別加算金法」は、2009年5月1日に公布、施行は、2010年4月30日からです。

内容は、① さかのぼり5年分までは遅延加算金は付けない ② 6年以上のさかのぼり分については、物価上昇率の平均値を掛けた加算金を支払う・・・となっています。

対象者は約330万人、まわりの人に知らせていくことが必要です。

支払い方法については、① この法律が公布されていない09年4月30日までに「さかのぼり分」の支払いを受けた人は、遅延加算金の申請を5年以内にする必要があります。② 法律が公布された09年5月1日以後に「さかのぼり分」の支払いを受けた人は申請の必要はなく自動的に支払われる・・・となっています。

以上のことについて、年金者組合は厚生労働省に説明を求め、いくつかの問題点の指摘と改善の要求をしました。

* 申請主義が盛り込まれたことは不当

2009年4月30日以前に支払いを受けた人は、申請が必要とされています。

年金者組合は、「厚生労働省、日本年金機構は、さかのぼり分の受給者を当然把握しているのだから、遅延加算金の申請は不要であり、自動的に支払うべき」「広報活動をきめ細かくやらないと受給者に情報が届かない」ことなど主張しました。

この点について、厚生労働省担当官からは、昨年5月公布された法律は「申請による」となっているので、申請は必要であるが、個別に通知を出し申請をうながしたいとの回答がありました。

さらに、実施日の2010年4月30日現在の厚生労働省の回答は、①申請をうながす「お知らせ」の送付年月日は未定である、②「お知らせ」は全員ではなく、一定金額以上の該当者に送る・・・という内容でした。加算金が100円未満の人にも「お知らせ」を送るか検討しているようです。

連休明けに、年金事務所に行ってみました。関連書類は窓口に置いてありませんでした。厚生労働省と日本年金機構の連携は大丈夫か、今後に不安が残ります。

Q、失業し厚生年金から国民年金に移るとき、特別に保険料が免除になるそうですが・・・

A、現役の方からの質問です。

2010年4月から国民年金保険料が440円も上がり、月額15,100円になりました。

保険料を払えないときには、①免除制度 ②学生納付特例制度 ③30歳未満の若年者対象の納付猶予制度などを利用することが非常に重要です。払えないからと放っておかないことです。

失業した場合には、特別の扱いがあります。市区町村役場の国民年金の係りに、雇用保険の関係書類を持参して相談してください。その説明に疑問があるときは、年金者組合にご相談ください。これらの制度を利用し、加入期間をつなげることによって、老齢年金、障害年金、遺族年金の受給権を確保することができます。

Q、障害年金の制度改善があり、加給年金の支給の範囲が広がったそうですが・・・

A、これまでは、障害年金の加給年金は、受給権が発生したときの配偶者、子のみが対象でした。

今回、議員立法で全会一致で決まった内容は、「すでに障害年金を受給している人が、その後結婚したり、子を持ったりしたときにも加給年金をつける」ということです。当然の改善です。

2011年4月から実施ですが、対象者の把握はどのようにするのか、気になります。きめ細かい広報活動が要求されます。

障害年金を受給していない障害者が多数存在します。日常の年金相談から、この現状の改善は、緊急の課題であると痛感しています。

社会保険庁が解体され日本年金機構となり、社会保険事務所は年金事務所と名前が変わり、職員も公務員から民間人となり、4ヶ月が経ちました。

「消えた年金記録問題」は解決していないのに、日本年金機構は、欠員が常態化しています。

この体制で「消えた年金記録問題」の解決は大丈夫でしょうか。

ベテラン525人の首を切り、民間による公的年金の運営で、公的年金制度は大丈夫かと、国民は不安の中にいます。

全日本年金者組合は、中央本部と全都道府県本部、800を超える支部が全国津々浦々で活動し無料年金相談を行っています。

「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」を受け取り、そのままになっている人、ぜひご相談ください。

組合員はもちろん、組合員以外の方からの年金相談・意見・質問を歓迎します。

中央本部・年金相談室から

* 年金相談日は、毎週、火曜日と木曜日、午前11時から午後4時まで

電話・FAX・手紙・メールなどで、相談・意見・質問何でもお寄せください。

電話:03-5978-2751 FAX:03-5978-2777 メール aae41550@pop21.odn.ne.jp